

静岡県告示第165号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による質量計の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定に基づき告示する。

なお、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定による計量器の所在の場所で行う定期検査は、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間に実施する。

令和3年3月9日

静岡県知事 川勝平太

1 定期検査日程

検査区域 湖西市

検査期日	検査時間	検査場所	所在地
4月12日(月)	午後1時～午後4時	新居地域センター	湖西市新居町浜名519-1
4月13日(火)	午前10時～午後4時		
4月14日(水)	午前10時～正午	西部地域センター	湖西市駅南二丁目4-1
	午後1時～午後4時	北部多目的センター	湖西市太田458-1
4月15日(木)	午前10時～午後4時	湖西市役所	湖西市吉美3268
4月16日(金)	午前10時～正午		

2 定期検査対象特定計量器

質量計（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号のうち自重計及び自動はかりを除いたもの）で取引又は証明に使用するもの

3 定期検査実施機関

静岡県指定定期検査機関 一般社団法人静岡県計量協会